

# ～愛知県障害福祉課からのお知らせ～ 障害福祉サービス事業所等における 感染防止対策支援事業 の申請受付を開始します。

障害福祉サービス事業所等において新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の継続に必要な衛生用品等の購入に必要な経費を助成します。

## (1) 対象施設・事業所

新型コロナウイルス感染防止に係る特例的な評価（基本報酬の0.1%上乘せ）の対象となっていた愛知県内に所在する全ての指定障害福祉サービス事業所等  
(※10月1日以降に指定された施設・事業所を含む。)

## (2) 対象経費

令和3年10月1日から12月31日までの以下の品目の購入経費。

- ・ 衛生用品(マスク、手袋、消毒液等)
- ・ 備品(パーテーション及びパルスオキシメーターに限る。)

(サービス種別毎に定めの上限度額※1の範囲内での助成となります。)

## (3) 申請期間

令和4年1月1日(土)から1月31日(月)まで【必着】

## (4) 申請方法

県障害福祉課ホームページ※2から申請書様式データをダウンロード、必要事項を記入の上、送付先アドレス※3あてメールでの提出による。

(本助成事業は国民健康保険団体連合会での受付は行っておりません。)

※1：療養介護・入所系：規模に応じ2～4万円、生活介護：1万4千円

通所系(生活介護を除く)・グループホーム・短期入所：7千円、相談系・訪問系：3千円

※2：<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kakarimashi-r3-10-to-12.html>

※3：[jigyoshohido@pref.aichi.lg.jp](mailto:jigyoshohido@pref.aichi.lg.jp)

## (5) 内容に関するお問い合わせ

厚生労働省において当該事業に関する問い合わせに対応するコールセンターを設置しておりますので、ご不明の点については以下にお問合せください。

厚生労働省コールセンター：03-5253-1111(内線3698、3699)

受付時間：平日午前9時から午後5時まで(令和3年12月15日から当面の間)

## (6) その他

本事業と別途、感染者等が発生した場合において障害福祉サービス等を継続して提供するために必要な経費に対して支援について県ホームページ※4で御案内しておりますので、併せて御確認ください。

※4：<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/r3-shogai-kakuhotaisaku-hojokin.html>



(連絡先)

愛知県福祉局福祉部障害福祉課事業所指導グループ

電話 052-954-7481 受付：平日午前9時から午後5時まで